

令和4年12月伊勢原市教育委員会定例会会議 日程表

日時：令和4年12月20日（火）

午前9時30分から

場所：市役所 3階 第2委員会室

開 会

議 事

日程第1 前回議事録の承認

日程第2 教育長報告

その他

閉 会

市議会 1 2 月定例会 教育委員会関連一般質問答弁の概要

【一般質問】

No.	質問者	答弁の概要
1	土山 由美子議員 (2 日目 3 番)	<p>発言の主題： 1 学校給食について（学校教育課）</p> <p>(1)財政状況について</p> <p>①小中学校給食事業全体の決算額の推移</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 給食事業全体の決算額は、元年度・約 1 億 6,577 万円、2 年度・約 3 億 7,418 万円、3 年度・約 2 億 6,661 万円です。 ○ 2 年度は、小学校調理等業務の民間委託導入、中学校配膳室改修工事等により 2 億 841 万円増加し、3 年度は、中学校配膳室改修工事等の減等により約 1 億 757 万円減少しました。 <p>②個別費用の決算額推移</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 給食の経費負担は、法律では、給食実施に必要な施設・設備経費、運営経費のうち、職員給与、その他の人件費及び給食実施に必要な施設・設備の修繕費は学校の設置者の負担とされています。給食費は、給食を受ける児童・生徒の保護者の負担とされており、各学校で徴収管理しています。 ○ 決算額の主なものは、小学校費は、調理補助員人件費、調理等業務委託料、食器類等の消耗品、備品購入費、ガス使用料、施設管理費等、中学校費は、調理等業務委託料、予約管理システム運用業務委託料、施設管理費、加熱機器賃借料、備品購入費等です。 ○ 主な費目の決算額は、小学校・ガス使用料は、元年度・約 1,343 万円、2 年度・約 1,182 万円、3 年度・約 1,413 万円で、元年度・2 年度は、感染症蔓延防止のための学校休業等により減少しました。委託料は、元年度・約 722 万円、2 年度・約 5,932 万円、3 年度・約 6,024 万円で、調理等業務の民間委託を 2 年度から導入したことから増加しました。備品購入費は、元年度・約 1,992 万円、2 年度・約 2,283 万円、3 年度・約 876 万円で、年度で購入額に差があることから増減しました。 ○ 中学校の委託料は、元年度・約 1,892 万円、2 年度・約 4,386 万円、3 年度・約 1 億 98 万円で、給食の全校導入等に伴い増加しました。備品購入費は、元年度・約 357 万円、2 年度・約 1,873 万円、3 年度・約 126 万円で、2 年度は給食導入準備に伴い増加しました。 <p>③就学援助費における給食費決算額及び対象人数の推移</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 小学校・就学援助費の給食費決算額は、元年度・約 2 千万円、2 年度・約 2,295 万円、3 年度・約 2,170 万円、対象者数は、元年度・494 人、2 年度・528 人、3 年度・481 人で、年度によって増減しました。

- 中学校給食費は、元年度・約154万円、2年度・約284万円、3年度・約866万円で給食の導入に伴い増加しました。対象者数は、元年度・257人、2年度・253人、3年度・249人で、生徒数の減少に伴い対象者も減少しました。

(2) 公会計への見解について

- 小学校給食費・中学校牛乳代は、私会計で行っております。
- 公会計化の効果として、教職員が担っている給食費の徴収、督促等の管理業務を市に集約することにより学校の負担軽減が期待できます。さらには、給食費の予算、決算、監査等を、市・会計制度に基づき執行することで透明性が確保されるとともに、未納者に対して法的措置を講じることが可能になり、保護者負担の公平性等が期待でき、合わせて、納付方法を多様化できることから、保護者の利便性の向上というメリットも考えられます。
- 一方、公会計化するには、給食費管理システムを導入する必要があり、同時に給食費の賦課徴収等の管理業務を担う正規職員の追加配置が必要と考えています。
- 給食費の徴収等業務は、基本的には、学校や教員の本来業務ではなく市が担っていくべき業務ですので、財政状況及び定員管理の状況を鑑み、費用対効果を十分に考慮し、引き続き導入事例を研究してまいります。

(3) 食材の選定基準について

- 物資選定は、国・給食衛生管理基準及び市・給食物資選定基準に基づき行っています。
- 国・基準には、食品選定は、①過度に加工したものを避け、鮮度の良い衛生的なものを選定する、②有害なもの・疑いのあるものは避ける、③有害・不必要な着色料等、その他の食品添加物が添加された食品や内容表示、消費期限・賞味期限、製造業者等の名称・所在地、使用原材料・保存方法が明らかでない食品は使用しない、④可能な限り使用原材料の原産国の記述がある食品を選定するとあります。
- 給食で使用する物資は、選定段階で納入業者提出の食品の成分表や規格書等の書類から、市選定基準に基づき選定しています。
- 具体的には、①日本農林規格、法施行規則に定められた規格等に準ずるもの以上のもの、②原則、国内産のもの、③消費期限・賞味期限の期限内のもの、賞味期限内でもできるだけ製造後新しいもの、④不必要な食品添加物を含まないもの、⑤極力、遺伝子組換え食品でないもの、⑥容器等は容器包装規格基準適合品であり食品衛生上安全なもの、⑦異物混入のないもの、⑧小分け包装で納品される物資は賞味期限・小分け年月日が明記されている、⑨加工品は原料配合表等が提出されている、⑩規格、数量、産地、仕入れ先、流通経路等が明らかなもの、加工品は原材料まで明らかなもの、国産以外の原材料は残留農薬の検査結果・メーカーからの安全証明が添付されているもの、⑪原料は、残留農薬基準に適合しているもの、⑫アレルギー物質を含む、特定原材料、特定原材料に準ずるものの

		<p>表示があるもの、等です。給食の物資選定に当たり基準を満たしたものの、原材料まで明らかな物資を選定し、使用しています。</p> <p>(4)食材費高騰への対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 給食食材の高騰が続いていますが、1学期は物資の価格が決まっていたことから、大きな影響を受けずに実施できました。 ○ 2学期以降は、食材費高騰の影響を受ける恐れがあることから、保護者負担軽減のため、国・交付金を活用した補正予算を9月議会で承認いただき、学校等に補助することで、給食費の保護者負担を増やすことなく、これまでどおりの栄養価や量を保った給食の実施に努めています。
2	<p>長嶋 一樹 議員 (2日目4番)</p>	<p>発言の主題：1 教育行政について</p> <p>(1)小中学校の改修、建て替え計画について (教育総務課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公共施設の老朽化対策が全国的な課題となる中、国は平成25年11月に策定したインフラ長寿命化基本計画において、地方公共団体が個別施設ごとに長寿命化計画を策定することを求めるとともに、文部科学省は平成27年4月に「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引」を作成し、計画の考え方等が示されました。 ○ 本市の学校施設は、昭和40年代から昭和50年代にかけて整備されたものが多く、築後30年を経過した建築物が8割を超えるなど、老朽化が進行しており、計画的に維持管理や改修等を行っていく必要があります。 ○ 学校施設については、学習内容、学習形態の多様化への対応を図るとともに、地域コミュニティや防災拠点としての機能強化が求められています。 ○ 本市においても、学校施設の詳細な実態を把握し、中長期的な維持管理等に係る経費の縮減と予算の平準化を図りつつ、学校施設に求められる機能、性能を確保することを目的に、計画期間を令和4年度からの40年間とする伊勢原市学校施設個別施設計画、いわゆる長寿命化計画を昨年度、策定しました。 ○ 本計画は、令和4年度から40年間を計画期間とする、長期間の計画となることから、今後の施設整備等に最も大きな影響を及ぼすと考えられる、校舎の建替え時における施設規模の想定にあたり、少子高齢化の進展を背景とした「児童生徒数の推移と見通し」を考慮し、年次計画を策定しました。 ○ 本市の児童生徒数は、本計画を策定した令和2年時点で7,162人となっており、児童生徒数のピークでありました、昭和58年から約43パーセント、減少しています。 ○ 本市の次期総合計画策定のための基礎調査として実施した将来人口推計では、令和12年における児童生徒数は、令和2年から19パーセント減少し、約5,800人となり、令和4年には55パーセント減少し、約3,200人となることが見込まれています。

		<ul style="list-style-type: none"> ○ 計画でお示した40年間の改修経費の試算においては、こうした児童生徒数の減少に伴う学級数の減少見込みを踏まえ、校舎建替え時の施設規模を積算しています。 ○ 本計画の策定に当たり、過去に実施した耐震診断結果等を用い、施設の「構造躯体」の健全性について確認するとともに、現地調査を行い、屋上や外壁、内部仕上げ等の部位ごとに「構造躯体以外」の劣化状況を把握しました。 ○ 調査の結果、施設の構造躯体については、全ての校舎で耐震性が確保されていることが、改めて確認されました。 ○ 長寿命化改修の目安としているコンクリート圧縮強度については、計画上の基準に満たない校舎が4棟あり、これらについては改築すべき建物として整理しました。 ○ 躯体以外の劣化状況については、現地調査の結果、屋上と外壁については、過去10年の間に屋上改修工事を11棟、外壁改修工事を18棟、実施していることから、広範囲に劣化が進んでいる棟は3割程度でしたが、施設内部や電気設備については、壁面の塗装や設備更新などの大規模な改修を実施していない棟が多いことから、5割から6割程度の施設に広範囲に劣化が認められるという評価結果になりました。 ○ 本計画では、施設の老朽化への対応や、学習・生活環境の変化への対応、地域拠点としての整備等、学校施設整備における諸課題を踏まえ、学校施設の目指すべき姿を、(1)安全に過ごせる学校施設、(2)これからの教育に対応する学校施設、(3)環境変化に対応できる学校施設、(4)地域に開かれた学校施設、の4項目に整理しています。 ○ 計画では、これら目指すべき姿の実現に向けた、基本的な考え方として、(1)老朽化の進む施設の安全確保と機能向上、(2)ライフサイクルコストを考慮した計画的な施設整備、(3)他の機能との複合化・共用化の3つの方針を掲げています。 ○ 具体的には、1つ目の方針「(1)老朽化の進む施設の安全確保と機能向上」では、建物を安全に使用するため、部材の落下の危険がある箇所や躯体の健全性に影響を及ぼす可能性のある劣化箇所について優先的に改修を実施するとともに、多様化する学習内容やインクルーシブ教育システムの実現等、社会環境の変化に対応した施設整備等を行うとしています。 ○ 2つ目の方針「(2)ライフサイクルコストを考慮した計画的な施設整備」では、各建物のライフサイクルコスト等を考慮した計画的な改修を進め、改修に係る経費の縮減と平準化を図るとともに、児童生徒数の将来推計等を考慮し、適正な施設規模や整備水準となるよう、施設整備を行うとしています。 ○ 3つ目の方針「(3)他の機能との複合化・共用化」では、放課後の児童の居場所や地域コミュニティの拠点として、複合化や共用化が可能な施設整備を行うとともに、地域の防災拠点として、高齢者や障がい者など、様々な利用者に配慮した施設整備を行うとしています。
--	--	--

- 本計画に基づき、引き続き、学校施設を取り巻く環境の変化に適切に対応するとともに、財源の確保に努めながら、計画的な維持管理と施設整備に努めたいと考えます。

<再質問>

●計画の期間が40年間である理由は

- 本計画の目的は、学校施設の中長期的な維持管理等に係る経費の縮減と予算の平準化を図りつつ、学校施設に求められる機能、性能を確保することとしています。
- 今後の維持・更新コストの算出期間を40年間とし、**長期的な視点をもって計画を策定**したところです。
- 本計画は、施設や設備の状況や、学校を取り巻く状況の変化等に対応するため、**定期的に見直すこと**としています。

●計画では、改修、建替えの経費についてどのくらいかかると、試算しているか

- 本市の学校施設は、昭和49年から昭和59年にかけて集中して建設されたものが多いことから、今後、施設の更新を行う上で、財政負担が集中することが懸念されています。
- 長寿命化改修の実施にあたっては、**改修後の施設の使用期間と、改修にかかる経費から費用対効果を考慮する必要がある**と考えます。
- 本計画では、施設改修の基本的方針において、**建築から40年以上が経過している旧耐震基準の建物は築70年で建替え**を行い、**新耐震基準の建物は築50年で長寿命化改修**を行う、「**建替え・長寿命化併用型**」により施設の更新を行い、費用対効果を高めつつ、経費の平準化を図ることとしました。
- **児童生徒数の減少に伴う学級数の減少見込み**を踏まえ、試算を行った結果、**今後40年間に必要な経費は総額399億円で、全ての施設を建替える「従来型」と比較すると総額で96億円の削減**と推計されました。
- 今後、必要と見込まれる経費については、これまでの施設整備に係る実績額との乖離があることから、建替えや長寿命化改修を計画している建物については事前に詳細な調査等を実施し、更新方法や実施時期等について必要な見直しを図るなど、さらなる経費の縮減等に努める必要があると考えます。

●老朽化による学校運営への影響について

- 施設の老朽化については、**雨漏りや電気の不具合による授業への影響はもとより、給排水等設備の不具合による給食への影響**など、**学校運営に大きな影響を及ぼすこと**になります。
- 学校施設個別施設計画では、構造躯体への影響や屋上、外壁等の安全性等に関わる部位のうち、**劣化が広範囲に進んでいる箇所**の改修を、**今後10年間で優先して実施**することとしています。
- **電気や給排水設備**につきましては、毎年度実施する専門業者による点検等の結果を受け、故障や不具合が生じる可能性のある箇

所については、**極力、早期に対応**し、未然防止を図ることとしています。

●**近年の施設の改修状況（実績）と、今後の施設の改修状況について**

- 近年の学校施設における主な改修実績につきましては、**令和元年度に市内全小中学校の普通教室と特別教室にエアコンを設置**するとともに、**令和3年度に大田小学校2期校舎トイレの全面リニューアル**を実施いたしました。
- 各学校のトイレの状況を考慮し、**令和3年度に石田小学校、山王中学校、及び成瀬中学校**において個別の**洋式化改修等**に取り組むなど、施設の環境改善等に努めて参りました。
- 今後の改修につきましては、学校施設個別施設計画に掲げる実施計画におきまして、**令和4年度から令和8年度までの5年間**は、先ほど申し上げた、**構造躯体への影響や安全性に関わる部位**で、**劣化が進んでいる箇所の改修に優先的に取り組む**とともに、**トイレのリニューアルや施設の建替えを見据えた中規模改修等に取り組む**としています。
- 同計画に基づき、**今年度**については、**高部屋小学校1期校舎と体育館及び竹園小学校西校舎のトイレのリニューアル**を夏期休業期間に実施するとともに、伊勢原中学校と中沢中学校の電気設備を更新するなど、施設の環境改善と機能の維持を図りました。
- 学校施設の維持管理等に係る経費の縮減と予算の平準化を図りつつ、学校施設に求められる機能、性能を確保するための取組を推進したいと考えます。

●**長寿命化計画で施設を改修した場合、躯体の改修だけではとまらないと思われるが、他にどのような改修が必要になってくるのか**

- 学校等の建物は、躯体が健全であれば、躯体以外の部分を改修し、施設の機能を維持・向上させることで長寿命化を図り、機能的にも耐用年数まで使用することができる、とされています。
- 本計画では、経常的な修繕に加え、**建替えの前後20年と長寿命化改修前の20年で実施**するとしている「**中規模改修**」におきまして、施設の屋上・外壁や内装等の改修のほか、設備機器の改修を行い、経年により劣化した箇所の機能回復を図りたいと考えます。
- 新耐震基準の校舎等を対象に実施するとしている「**長寿命化改修**」においては、**躯体の補修に加え**、児童生徒の学習や生活環境の変化に対応するため、**多様な学習形態やICTの活用**を推進するための整備を行うとともに、インクルーシブ教育システムの構築等に向けた**バリアフリー対策**や、**環境負荷の低減のための省エネルギー対策等**に取り組み、施設の機能向上を図りたいと考えます。

●**今後、どのようなプロセスを経て、建て替えとなるのか**

- 本市の学校施設個別施設計画では、令和15年度から校舎等の建替えを計画しており、建替えに際しては、該当校に係る**基本構想や基本計画等を予め策定**し、施設整備に係る具体の検討を行うことになると考えます。
- 具体的には、**基本構想**では、**学校敷地や周辺環境などの基本的な条件を調査**するとともに、児童生徒の保護者や教職員、地域住民等の関係者による検討の場を設け、求められる学校像や施設整備の在り方等を議論し、計画への反映を図ることになると考えます。
- **基本計画**については、**基本構想に基づいた諸条件の整理**を行い、**校舎の配置や、必要な教室数等の整理、他の機能との複合化**を考慮した施設の構成、工事計画等を位置づけるものと考えます。
- 校舎等の建替えに際しては、これらの計画に基づいた基本設計及び実施設計を行う必要があることから、ただ今申し上げたプロセスを推進するため、**予定する工事着手の5年程度前からの事業工程が必要**になるものと認識しています。

●今後の本市の学校施設のあり方と、学校統廃合の見通しについて

- 本市の学校施設につきましては、繰り返しになりますが、建築後30年を経過した建物が8割を超えるなど老朽化が進行しており、学校施設個別施設計画に掲げる「学校施設の目指すべき姿」の実現に向け、計画的な施設改修等に取り組む必要があると考えます。
- 少子化のさらなる進展により、**中長期的には児童生徒数の大幅な減少や、11学級以下のいわゆる小規模校の増加が見込まれており、学校の小規模化に伴う諸課題が、これまで以上に顕在化することが懸念**されています。
- 将来にわたり**教育の公平性や教育水準の維持向上**を図るため、地域コミュニティの核施設としての学校の役割等に留意するとともに、児童生徒の保護者や地域住民等の理解を得ながら、**次期総合計画・前期基本計画期間**において、**小・中学校の適正規模・適正配置について検討**を行いたいと考えます。
- 「**学校の統廃合の見通し**」につきましても、この議論の中で**基本的な考え方等を整理**してまいりたいと考えます。

(2) コミュニティ・スクールについて (教育指導課)

●導入の経緯

- 平成29年に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正、また、国の第3期教育振興基本計画において「学校運営協議会制度を全ての公立学校において導入することを目指す」とされました。
- 「開かれた学校」から更に一步踏み出し、学校に関わる様々な立場の人々が目標やビジョンを共有し、学校と地域がパートナーとして連携・協働しながら学びを展開していく、「地域とともにある学校」へと転換していくことが重要です。

- 本市においても、本年7月12日をもって、全市立小中学校への学校運営協議会の設置が完了しました。
- 学校運営協議会は、学校運営や必要な支援に関する協議を行う合議体で、教育委員会が委嘱し、特別職の地方公務員の身分を有することになります。

<再質問>

●学校運営協議会の役割

- 学校運営協議会では、主に、学校運営に関する基本方針に関すること、学校及び児童生徒への必要な支援に関すること、学校及び児童生徒の教育に関する教育委員会への意見の申し出に関する事等について協議を行います。学校運営協議会は合議体になりますので、単に学校運営を批判するような意見をあげる会議ではなく、委員には、学校について一定の理解をしていただいた上で、その運営の改善に資するような建設的な意見が求められます。

●メンバー構成

- 学校運営協議会の委員は、対象学校に在籍する児童生徒の保護者、学区内に居住する住民、校長、教職員、地域学校協働活動推進員等の学校の運営に資する活動を行う者の内から、教育委員会が委嘱または任命することとなっています。

●開催状況、協議内容

- 令和4年度は、各小中学校の学校運営協議会は、年2回から3回の開催が予定されています。一部の学校の事例となりますが、1学期に開催された第1回学校運営協議会では、学校長より学校教育目標や運営方針等に関する説明がなされ、承認を受けたと聞いています。また、登下校時の見守り活動のあり方や不審者対応等について、情報交換や協議を行った学校もございました。第2回学校運営協議会は、授業参観と組み合わせて、GIGAスクールのタブレット端末を活用した授業についての意見交換や、学校評価アンケートについて協議を行った学校がございました。

●近隣自治体の導入状況

- 全ての県立学校はコミュニティ・スクールとなっており、近隣では、令和4年10月末の時点で、厚木市と海老名市、二宮町は全小中学校がコミュニティ・スクールとなっています。大磯町では、分校を除く小中学校がコミュニティ・スクールとなっています。
- また、秦野市では半数の小中学校に、平塚市では分校を含む小中学校それぞれ3校に導入されています。

●委員以外の一般の保護者が、意見がある場合の対応

- 構成メンバーに「対象学校に在籍する児童生徒の保護者」とありますので、学校運営協議会委員の中に、必ず1名以上

		<p>の保護者が含まれております。保護者の代表として学校運営協議会の委員になられた方を通じて、御意見等をいただくことを想定しております。</p> <p>●<u>どのような変化が期待されるか。</u></p> <p>○ 「学校運営協議会」は会議体ですので、会議を設置してコミュニティ・スクールになったことにより、急に大きな変化が起こるものではなく、何年かかけて成果が現れるものと考えております。「目標・ビジョン」が共有されることにより、それぞれの地域の特色を生かした学びが充実することが期待されます。児童生徒指導や防犯、防災等の面でも、課題解決に向けて学校と地域が一体となって取り組むことで、これまで教職員が担っていた業務の負担軽減につながり、教職員が子どもと向き合う時間が増えることが期待されます。</p> <p>●<u>地域住民に期待すること</u></p> <p>○ 学校・家庭・地域が一体となって、それぞれの立場で責任をもって、“地域の宝”である子どもたちの成長を支えるという意識をもちながら活動を継続していただくことを期待します。</p>
3	大垣 真一 議員 (3日目2番)	<p>発言の主題：1 教育を活かした「選ばれる」まちづくりに向けて（教育指導課）</p> <p>(1)私立中学受験者数について</p> <p>○ 私立中学校の受験者数及び受験率は、国立及び私立学校への進学者は全体の4.5%程度であり、私立中学校への受験者数及び受験率においても、この数年で割合は増えてはならず、同程度の割合で推移していると考えられます。</p> <p>(2)全国学力・学習状況調査結果について</p> <p>○ 令和3年度の調査結果において、本市は全国及び神奈川県との平均と比較して±5%の範囲内でしたので、大きな差は見られないと判断しております。結果については、その正答数や正答率の数値を比べることだけではなく、その結果を精査し分析することを通して、本市児童生徒にとって、よりよい学びの実現に向けて取り組んで参りたいと考えております。</p> <p>(3)ICT教育について</p> <p>○ 本市においても、学習の個別最適化と協働的な学びの実現により、主体的・対話的で深い学びによる資質能力の育成を目指し、各校でのICTを活用した実践研究を積み重ねているところであります。</p> <p>○ 令和4年度全国学力・学習状況調査の生徒質問紙の結果からも、ICTを積極的に活用した授業展開がなされていること</p>

がわかります。

- 学校教育情報化推進計画は、「学校教育の情報化の推進に関する法律」にて、その策定が市町村においても努力義務とされており、本市の策定については、今後、国、県の動向も鑑みながら、適切に対応して参りたいと考えています。

<再質問>

●受験者数の把握について

- 私立中学等受験者については、各小学校にて、無理のない範囲で中学校受験についての意向を把握しております。中学校進学にあたっては、受験を予定している児童だけでなく、その他の児童も不安をかかえる時期でありますので、児童一人一人の心身の状態に気を配り、必要な支援を行っております。

●公立学校の優位性について

- 公立学校の優位性については、日々多様な子どもたちが集い、様々な活動を行う環境の中で、子どもたちは、教科面の学力の向上のみならず、コミュニケーション能力など、今後社会生活を送る上で力が育まれやすい環境にあります。また、学校が近いので通学の安全性が高いということもございますが、特に伊勢原市においては、小中学校が地域と密接につながっており、地域の方々とのつながりの中で地域から支えられ子どもたちが育まれているということも公立学校の優位性であります。

●小中学校と地域のつながりについて

- 登下校の見守りやパトロール、校外学習のつきそい等による児童生徒の安全確保、図書室の整理や花壇の整備等の学校の環境整備、田植えや稲刈り体験、読み聞かせ等の体験活動、和太鼓指導やミシンボランティアなどの学習活動等、学校の教育活動全体にわたりさまざまな場面で密接に支えていただいております。また、コミュニティ・スクールにより、より一層の地域との連携・協働が深まることも期待されます。

●学校教育目標について

- 各学校校長のリーダーシップのもと、日々の教育活動に生かしております。職員会議等にて教育活動を確認、共有し、PTA 総会や学校運営協議会、学校便り等を通して保護者や地域に発信しております。また、学校運営協議会において協議をするなど、学校教育目標を地域とも共有し開かれたカリキュラムとなるよう努めてまいります。

●全国学力・学習状況調査結果の正答数・正答率について

- 正答数及び正答率にこだわることは、その数値を上げる

ことが目的化することが懸念されます。子どもたちの学びの充実にはつながりません。学習指導要領等において求められる学びの実現を目指し、児童生徒に資質能力が育まれた結果として、全国学力・学習状況調査における正答数や正答率があると考えております

●結果を踏まえた取組や支援について

- 全国学力・学習状況調査の結果を基に、市全体の分析を行い、今後の教育活動に生かすようにしております。各校においても結果を分析し、学校便り等で家庭地域にお伝えしております。また、面談等の機会において児童生徒にアドバイス等を行っております。さらに、教育委員会としては、年次研修や研究を通して、教育ニーズ合致した人材育成や指導力の向上に生かすよう努めております。

●よりよい学びとは、本市が特に力を入れていること

- よりよい学びの一つとしては、学習指導要領が示す資質能力の育成に向けた、主体的・対話的で深い学びであると捉えております。
- 伊勢原市の学校として特に力を入れていることは、小中学校に指導補助員の配置や教科担当制を県下でも早くから取り組み、きめ細やかな教育の実現を図ってきております。今後さらに、義務教育へのスムーズな適応を図るため、小学校低学年の30人学級を学校の要望があれば可能とするよう研究を進めてまいりたいと考えております。

●主体的・対話的で深い学びの教育について

- 主体的・対話的で深い学びについては主に普通の授業の中で行われております。興味や関心を持ち、自己のキャリア形成と関連付けて、見通しを持って粘り強く取り組み、振り返り次につなげる「主体的な学び」を行ったり、子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方等を通じ、自己の考えを広げ深める「対話的な学び」を行ったり、各教科等の「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう「深い学び」を行うことによって、児童生徒の資質能力を育んでいます。

●教科担当制について

- 教科担当制では、非常勤講師を配置することで、学級担任等がお互い交換授業をして、チームとしてきめ細やかに子どもたちに対応する体制整備を行っております。専門性の高い教科指導、複数の教員による多面的な児童理解を図ることができます。教科については、非常勤講師は各校の実態に応じた柔軟な指導体制をとることが可能となっています。教科担

		<p>当制については、学校のニーズを把握し研究を重ね、非常勤講師の配置の拡充に努めていきたいと考えております。</p> <p>●<u>本市の教育理念について</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ これまで行ってきた伊勢原の学びづくりや9年間を見通したきめ細やかな教育を通して、意欲を培う児童生徒の育成、子どもたちや保護者に寄り添った相談・支援体制のさらなる充実を図ってまいります。 ○ 伊勢原市の教育理念は「人がつながり未来をひらく学び合うまち伊勢原」でございます。コミュニティ・スクールの取組を活かし地域とともにある学校づくりを進める中で、公立学校の優位性を生かし、子どもたちが将来の夢や目標が持てるように地域の方々と一体となった教育を進めてまいりたいと考えております。
4	川添 康大 議員 (3日目5番)	<p>発言の主題：2 地産地消の取組について (学校教育課)</p> <p>(1)学校給食への地場産品の導入促進について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 小学校給食への地場産品の導入促進として、野菜生産者、JA 湘南と協力して学校給食地場野菜使用推進会議を組織し、平成 27 年 9 月から、4 月と 8 月を除く各月 1 回、市内全校に、生産者から、直接、採れたての野菜を納品していただき地場産品の導入促進とともに、子どもたちの食育推進の場として活用しています。 ○ 使用する野菜は、事前に地場野菜使用推進会議で協議し決定しており、昨年度使用した野菜は、たまねぎ、じゃがいも、なす、さつまいも、里芋、大根、白菜、ほうれん草、葉にんにく、みかん、長ねぎ、キャベツです。 ○ なお、納入価格は青果業者対象の物資選定価格と同額以下とし、費用は、各学校から JA 湘南を通じて生産者に支払っており、昨年度の総額は約 60 万 5 千円です。

No.	質問者	答弁の概要
5	田中 志摩子議員 (3日目6番)	<p>発言の主題：1 <u>屋内スポーツ施設の整備拡充について</u> (教育総務課)</p> <p><再々々質問></p> <p>●<u>体育館でのスポットクーラーの使用に関する学校施設管理者の立場からの見解について</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 近年の猛暑を考えると、小中学校の体育館における教育環境の改善は、課題であると認識しています。 ○ <u>体育館へのエアコンの設置</u>に向けては、施設の断熱化等の構造上の課題が大きいことから、議員ご指摘のとおり、<u>スポットクーラー等の空調設備を設置することは、暑さ対策として有効</u>と考えます。 ○ 現在、<u>夏場の体育館</u>においては、多くの学校で、より多くの児童生徒に送風できる、<u>大型の扇風機を設置</u>し、熱中症対策を講じながら体育実技等の授業を行っているところです。 ○ <u>学校開放における、災害時用のスポットクーラーの活用</u>につきましては、<u>不特定多数の利用者の使用が想定されることから</u>、先ほどの答弁にもありましたように、<u>機器の適切な管理等が課題</u>になると考えています。

令和3年度神奈川県児童・生徒の問題行動・不登校等調査における
伊勢原市の調査結果について

伊勢原市教育委員会

神奈川県が実施した「令和3年度神奈川県児童・生徒の問題行動・不登校等調査」について、
神奈川県教育委員会が調査結果を公表しました。

伊勢原市の本調査結果（概要）は次のとおりです。

- 1 調査対象
伊勢原市立小中学校（小学校10校、中学校4校）
- 2 調査期間
令和3年度（令和4年3月31日時点）
- 3 調査内容
 - I 暴力行為の状況
 - II いじめの状況
 - III 不登校の状況
 - IV 自殺の状況
 - V 出席停止の状況
- 4 主な調査結果

項目	令和3年度				令和2年度				令和元年度			
	小学校	中学校	小中合計		小学校	中学校	小中合計		小学校	中学校	小中合計	
	1,000人あたり											
暴力行為の発生件数	1	1	2	0.3	10	5	15	2.1	19	30	49	6.8
(前年度比較増減)	-9	-4	-13	-1.8								
中地区	198	100	298	7.2	205	99	304	7.3	251	290	541	12.8
神奈川県	6,224	1,961	8,185	12.7	6,054	1,714	7,768	12.1	6,944	3,143	10,087	15.6
全国	48138	24450			41056	21293			43614	28518		
(1000人あたり)	(7.7)	(7.5)			(6.5)	(6.6)			(6.8)	(8.8)		
いじめの認知件数	310	54	364	51.5	167	42	209	29.5	276	45	321	44.4
(前年度比較増減)	143	12	155	21.9								
中地区	5,393	838	6,231	150.8	4,253	720	4,973	119.0	5,615	979	6,594	155.7
神奈川県	25,770	4,822	30,592	47.6	19,287	3,619	22,906	35.6	22,782	5,114	27,896	43.1
全国	500562	97937			420897	80877			484545	106524		
(1000人あたり)	(79.9)	(30.0)			(66.4)	(24.9)			(75.8)	(32.8)		
不登校児童生徒数	47	88	135	19.1	55	52	107	15.1	33	79	112	15.5
(前年度比較増減)	-8	36	28	4.0								
中地区	360	627	987	23.9	294	533	827	18.2	241	530	771	18.2
神奈川県	6,267	10,389	16,656	25.9	5,126	9,141	14,267	21.9	4,578	9,529	14,107	21.9
全国	81,498	163,442	244,940	25.7	63,350	132,777	196,127	18.8	53,350	127,922	181,272	18.8

*「1,000人あたり」とは、児童生徒1,000人あたりの発生数

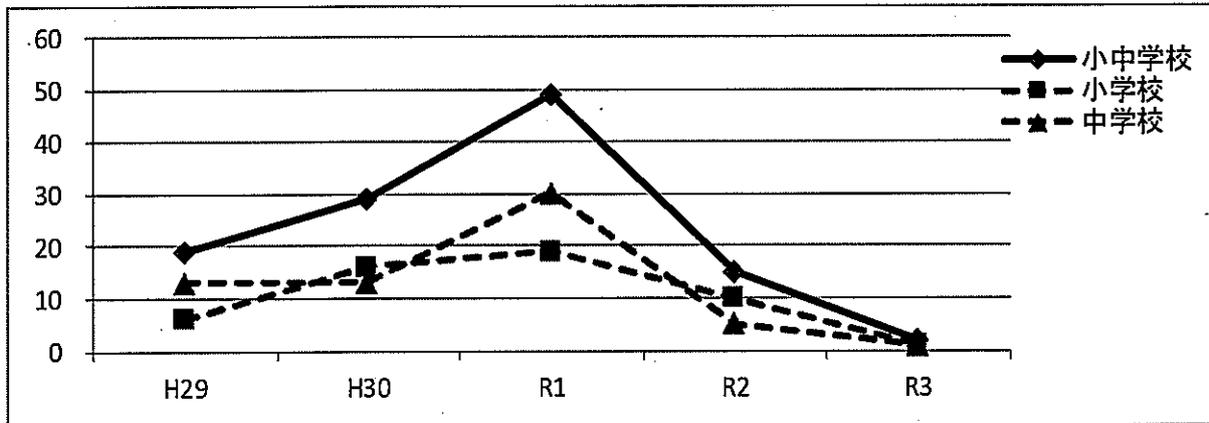
*「中地区」とは、平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町

*全国は国公私立小中学校、義務教育学校及び中等教育学校で、他は公立小中学校のデータ（県データは県立中等教育学校を除く）

■ 詳細は次頁以降のとおり。「暴力行為」「いじめ」「不登校」の国による定義はP8以降に記載。

I 暴力行為の状況

■暴力行為の発生件数の推移【件数】



	H29	H30	R1	R2	R3
小中学校	19	29	49	15	2
小学校	6	16	19	10	1
中学校	13	13	30	5	1

- 暴力行為の発生件数は前年度より13件減少し、小中学校合計は2件でした。暴力行為の防止に向け、学校が継続して取り組んできた成果であると考えられます。また、令和2～3年度については、新型コロナウイルス感染症による学校生活への影響が暴力行為の減少につながっているとも考えられます。
- 引き続き、自己肯定感の醸成やコミュニケーションスキルの育成、感情をコントロールするスキルの習得等について重点的に指導することが重要です。

■形態別の発生件数の推移【件数】

小学校

	H29	H30	R1	R2	R3
対教師暴力	0	0	3	0	0
生徒間暴力	6	15	10	6	1
対人暴力	0	0	0	3	0
器物損壊	0	1	6	1	0
計	6	16	19	10	1

中学校

	H29	H30	R1	R2	R3
対教師暴力	0	2	6	0	0
生徒間暴力	13	11	16	3	1
対人暴力	0	0	0	0	0
器物損壊	0	0	8	2	0
計	13	13	30	5	1

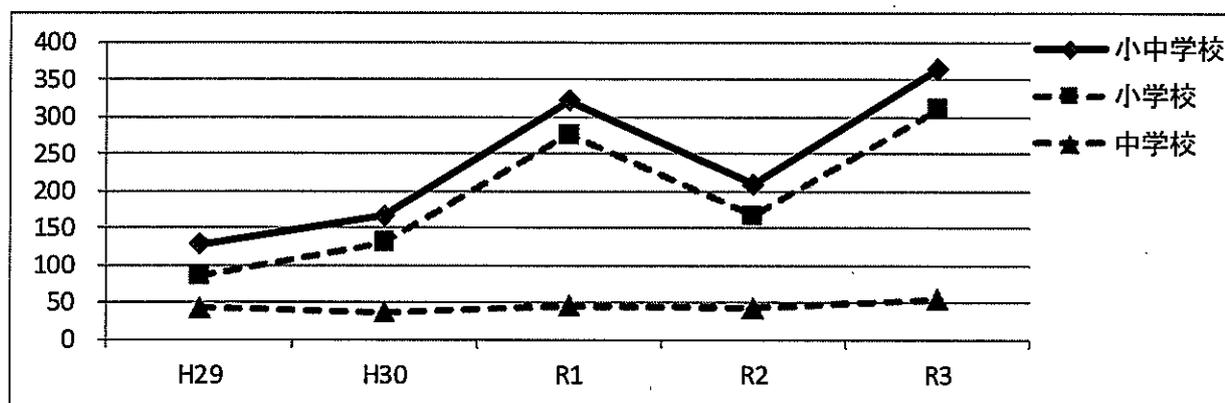
- 形態別では、生徒間暴力が発生しました。主な事例としては次のとおりです。
【生徒間暴力】喧嘩から発展して相手を殴った。
感情を抑えられずに相手を殴った。

■加害児童生徒への指導

- 令和3年度暴力行為の加害児童生徒の実数は、2人（小1人、中1人）でした。
- 学校では、教職員がチームとして保護者と協力しながら、「謝罪」「友人関係の改善」「規範意識の醸成」「意欲を持って活動できる場の設定」「学習指導」等の指導を行っています。

II いじめの状況

■いじめの認知件数の推移【件数】



	H29	H30	R1	R2	R3
小中学校	127	166	321	209	364
小学校	85	130	276	167	310
中学校	42	36	45	42	54

- いじめの認知件数は、前年度より155件増加し、計364件でした。
- 学校では、年間を通じて複数回のアンケート調査を実施するなど、いじめ防止基本方針を踏まえて児童生徒が声を上げやすい雰囲気づくり、いじめが許されないという雰囲気づくりに努め、いじめの積極的な認知を推進するとともに、いじめの未然防止や早期発見・早期対応に取り組んでいます。
- スマートフォンの急速な普及や、GIGA スクール構想による一人一台端末の整備が進んだことを契機に、学校は情報モラルや ICT 機器を適切に使うスキル等の指導について、各家庭と連携して、より一層充実させていく必要があります。

■態様別の認知件数の推移【件数】

いじめの件数と態様

年度	H29	H30	R1	R2	R3						
	小中のいじめの件数合計		小中のいじめの件数合計		小中のいじめの件数合計						
いじめの件数		小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
態様の合計	53	110	49	140	293	54	175	45	326	54	
態様別の認知件数（複数回答可）	冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	28	42	25	71	176	25	67	25	150	23
	仲間はずれ、集団による無視をされる。	8	13	7	11	32	5	25	4	28	1
	軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。	10	10	8	15	34	10	19	3	54	1
	ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする。	1	7	3	7	8	0	15	1	20	0
	金品をたかられる。	0	0	0	1	1	1	4	0	2	0
	金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	1	4	0	16	12	1	15	2	19	3
	嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	1	31	0	17	23	1	19	4	13	15
	パソコンや携帯電話等で、ひぼう中傷や嫌なことをされる。	2	3	4	1	6	4	6	6	8	11
その他	2	0	2	1	1	7	5	0	34	0	

- 態様別では、「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。」が最も多くなっています。

- 主な事例は次のとおりです。
 - ・ からかわれたり、陰口を言われたりする。
 - ・ 物を隠された。
 - ・ 冷たい態度を取られた。
 - ・ SNS上でいやなメッセージを送られた。
 - ・ 仲間はずれにされたり、疎外感を感じたりする。
 - ・ 無視をされた 等
- 学校では、次のような点に留意し、対応に当たっています。
 - ・ いじめはどの児童生徒にも起こりうるものであり、問題を見逃さずに対応すること。
 - ・ 保護者を含め、被害側と加害側の間で認識にズレがあるケースには、できるだけ早い段階で間に入り対応する必要がある。また、被害側と学校との間で認識にズレが出ることについても十分留意する必要がある。
 - ・ 加害者が特定しにくいケースにも教職員は対応するという姿勢を児童生徒全体に示す必要がある。
 - ・ いじめが解消した後も継続的に見守り、支援を行う。
 - ・ いじめの内容によっては、犯罪行為として警察と連携しながら解決を図る。

■いじめの現在の状況【件数】

区分	解消しているもの (R4.7.20現在)		解消に向けて取組中 (R4.7.20現在)		その他		計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
小学校	307	99.0%	3	1.0%	0	0.0%	310	100.0%
中学校	54	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	54	100.0%
計	361	99.2%	3	0.8%	0	0.0%	364	100.0%

- 学校では、認知したいじめに対して、速やかに指導・支援を行い、一定の解消の後も継続した指導・支援に努めています。

■いじめに対する日常の取組【校数】

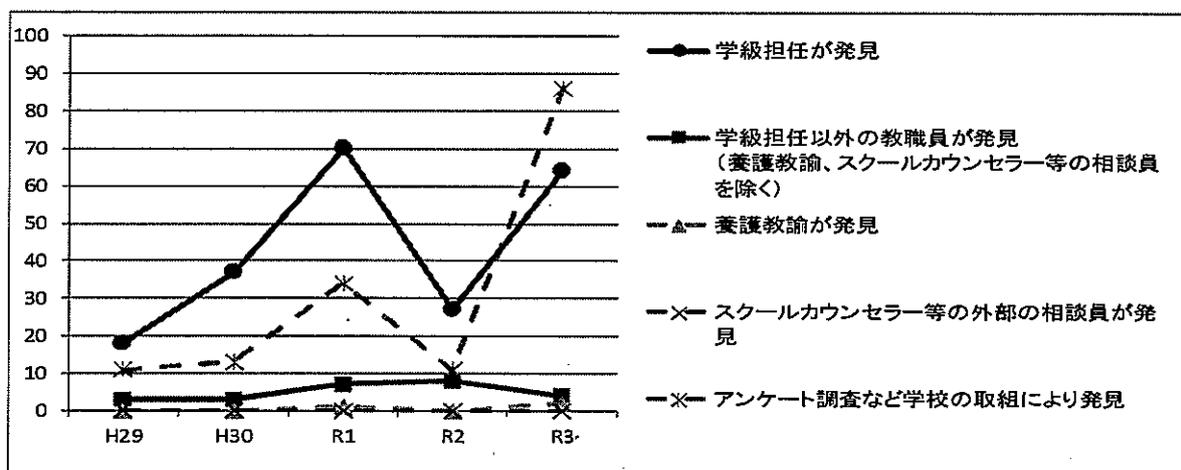
複数回答可

区分	小学校		中学校		計	
	校数(校)	構成比(%)	校数(校)	構成比(%)	校数(校)	構成比(%)
職員会議等を通じて、いじめ問題に関して教職員間で共通理解を図った	10	100.0%	4	100.0%	14	100.0%
いじめの問題に関する校内研修会を実施した	10	100.0%	4	100.0%	14	100.0%
道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った	10	100.0%	4	100.0%	14	100.0%
児童・生徒会活動を通じて、いじめの問題を考えさせたり、児童・生徒同士の人間関係や仲間作りを促進したりした	7	70.0%	2	50.0%	9	64.3%
スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して教育相談体制の充実を図った	9	90.0%	4	100.0%	13	92.9%
教育相談の実施について、学校以外の相談窓口の周知や広報の徹底を図った	9	90.0%	3	75.0%	12	85.7%
学校いじめ防止基本方針をホームページに公表するなど、保護者や地域住民に周知し、理解を得よう努めた	10	100.0%	4	100.0%	14	100.0%
PTAなど地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設けた	3	30.0%	2	50.0%	5	35.7%
いじめの問題に対し、警察署や児童相談所など地域の関係機関と連携協力した対応を図った	5	50.0%	3	75.0%	8	57.1%
インターネットを通じて行われるいじめの防止及び効果的な対応のための啓発活動を実施した	9	90.0%	4	100.0%	13	92.9%
学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているか点検し、必要に応じて見直しを行った	10	100.0%	3	75.0%	13	92.9%
いじめ防止対策推進法第22条に基づき、いじめ防止等の対策のための組織を招集した	10	100.0%	4	100.0%	14	100.0%

- 学校では、いじめの問題に対し日常から様々な取組を行っています。
- 改訂された市いじめ防止基本方針の策定に伴い、各学校におけるいじめ防止基本方針も改定されています。

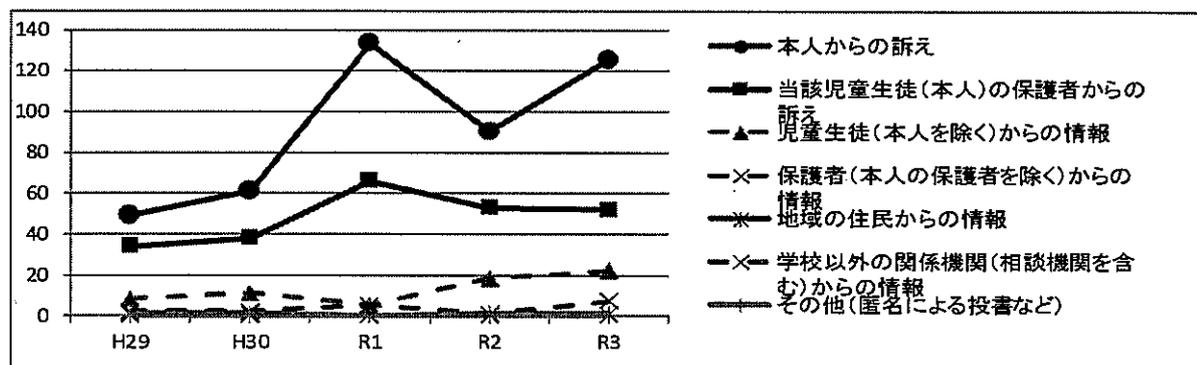
■いじめ発見のきっかけの推移【件数】

学校の教職員が発見（小中合計）



学校の教職員が発見		H29	H30	R1	R2	R3
学級担任が発見		18	37	70	27	64
学級担任以外の教職員が発見 (養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員を除く)		3	3	7	8	4
養護教諭が発見		0	0	1	0	2
スクールカウンセラー等の外部の相談員が発見		0	0	0	0	0
アンケート調査など学校の取組により発見		11	13	34	11	86

学校の教職員以外からの情報により発見（小中合計）

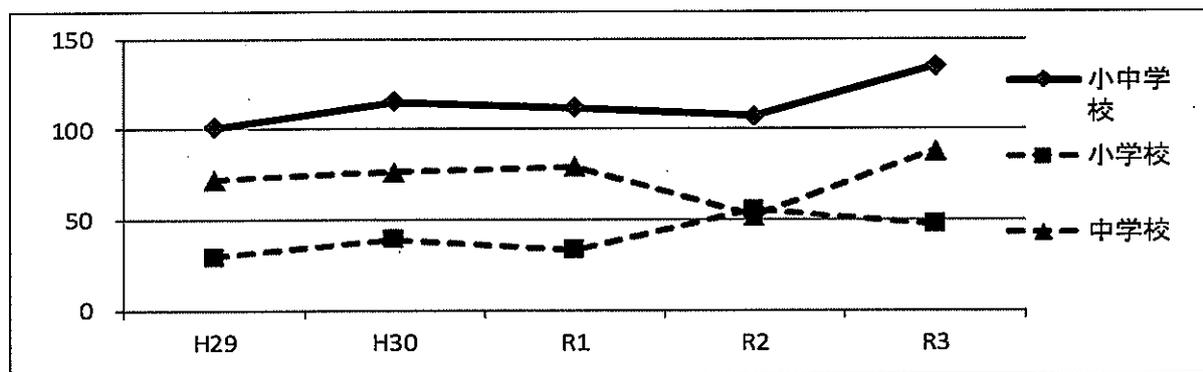


学校の教職員以外からの情報により発見		H29	H30	R1	R2	R3
本人からの訴え		49	61	133	90	125
当該児童生徒(本人)の保護者からの訴え		34	38	66	53	52
児童生徒(本人を除く)からの情報		8	11	5	18	22
保護者(本人の保護者を除く)からの情報		2	2	5	1	7
地域の住民からの情報		1	1	0	1	1
学校以外の関係機関(相談機関を含む)からの情報		1	0	0	0	1
その他(匿名による投書など)		0	0	0	0	0

- 児童生徒、保護者と学校の間で、日ごろからの交流が大切です。
- アンケート調査や教育相談の実施については、その取組が大切なのはもちろんのこと、学校全体としていじめ防止に取り組んでいるということを周知することで、学校が児童生徒、保護者の訴えを聞くという姿勢を示すことにつながります。
- PTAや地域、関係機関と連携して、児童生徒の安心・安全な体制づくりを推進します。

Ⅲ 不登校の状況

■不登校児童生徒数の推移（伊勢原市立小中学校）【人数】



	H29	H30	R1	R2	R3
小中学校	101	115	112	107	135
小学校	29	39	33	55	47
中学校	72	76	79	52	88

- 不登校児童生徒数は前年度から28人増加し、計135人でした。学校では、令和元年10月の「不登校児童生徒への支援の在り方について」の文部科学省通知を踏まえ、不登校状態を問題行動として捉えず、環境によっては誰にでも起こりうることとし、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、将来の社会的自立に向けて、家庭や関係機関等と連携し、個に応じた多様な支援をじっくり行っています。

■学年別・欠席日数別の不登校児童生徒数【人数】

区分	学年	不登校児童・生徒数	欠席日数			
			30日～89日		90日以上	
			人数	割合(%)	人数	割合(%)
小学校	1年生	3	0	0.0%	3	6.4%
	2年生	4	3	6.4%	1	2.1%
	3年生	6	5	10.6%	1	2.1%
	4年生	6	2	4.3%	4	8.5%
	5年生	16	9	19.1%	7	14.9%
	6年生	12	9	19.1%	3	6.4%
	計	47	28	59.6%	19	40.4%
中学校	1年生	28	12	13.6%	16	18.2%
	2年生	33	15	17.0%	18	20.5%
	3年生	27	9	10.2%	18	20.5%
	計	88	36	40.9%	52	59.1%
合計	合計	135	64	47.4%	71	52.6%

- 不登校児童生徒数の減少に向けては、全体の47.4%を占める年間の欠席日数が30～89日（週1～2日程度）欠席の児童生徒への支援や、その前段階である休み始めの児童生徒への対応・支援が大切です。
- 長期にわたって欠席が続く児童生徒に対して、学校は保護者と協力し、教育センター等の関係機関と連携しながら粘り強く指導・支援に努めています。

■不登校児童生徒への指導結果状況【人数】

区分	小学校		中学校		計	
	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
指導の結果登校する又はできるようになった児童・生徒	7	14.9%	23	26.1%	30	22.2%
指導中の児童・生徒	40	85.1%	65	73.9%	105	77.8%
うち継続した登校には至らないものの好ましい変化が見られるようになった児童・生徒		0.0%		0.0%	0	0.0%

- 学校は、家庭や関係機関等と連携し、不登校児童生徒の学校生活の再開や、将来の社会的自立に向けた指導・支援の充実に努めています。

IV 自殺の状況

伊勢原市(市立小中学校)

	H29	H30	R1	R2	R3
小学校	0	0	0	0	0
中学校	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0

神奈川県(公立小中学校)

	H29	H30	R1	R2	R3
小学校	0	1	1	0	1
中学校	5	5	9	13	9
合計	5	6	10	13	10

全 国(国公立小中学校)

	H29	H30	R1	R2	R3
小学校	6	5	4	7	8
中学校	84	100	91	103	109
合計	90	105	95	110	117

- 学校では、教育活動全体を通じ、生命を大切にす教育を充実・推進するとともに、市全体で自殺予防に向けた取組をさらに充実させることが大切です。
- 学校では、自殺予防に向けた困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育を様々な場面をとらえ取り組んでいます。

V 出席停止の状況

伊勢原市(市立小中学校)

	H29	H30	R1	R2	R3
小学校	0	0	0	0	0
中学校	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0

神奈川県(公立小中学校)

	H29	H30	R1	R2	R3
小学校	0	0	0	0	0
中学校	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0

全 国(公立小中学校)

	H29	H30	R1	R2	R3
小学校	1	0	1	0	1
中学校	7	7	2	4	3
合計	8	7	3	4	4

- 学校では、教育活動全体を通じ、規範意識を育む指導やきめ細かな教育相談に取り組むとともに、日頃から学校、教育委員会、警察等の関係機関、保護者等の間で、綿密な連携や協力を図ることが大切です。

〔参考〕

○ 暴力行為の定義（文部科学省より）

「暴力行為」とは、「自校の児童・生徒が、故意に有形力（目に見える物理的な力）を加える行為」をいい、被暴力行為の対象によって、次の四形態に分類し調査しています。ただし、家族・同居人に対する暴力行為は、調査対象外とします。

① 「対教師暴力」（教師に限らず、用務員等の学校職員も含む）の例

- ・指導されたことに激高して教師の足を蹴った
- ・教師の胸倉をつかんだ
- ・教師の腕をカッターナイフで切りつけた
- ・養護教諭めがけて椅子を投げ付けた
- ・定期的に来校する教育相談員を殴った
- ・その他、教職員に暴行を加えた

② 「生徒間暴力」（何らかの人間関係がある児童・生徒同士に限る）の例

- ・同じ学校の生徒同士がけんかとなり、双方が相手を殴った
- ・高等学校在籍の生徒2名が、中学校時の後輩で、中学校在籍の生徒の身体を壁に押しつけた
- ・部活動中に、上級生が下級生に対し、指導と称して清掃道具で叩いた
- ・遊びやふざけを装って、特定の生徒の首をしめた
- ・双方が顔見知りで別々の学校に在籍する生徒同士が口論となり、けがには至らなかったが、身体を突き飛ばすなどした
- ・その他、何らかの人間関係がある児童・生徒に対して暴行を加えた

③ 「対人暴力」（対教師暴力、生徒間暴力の対象者を除く）の例

- ・学校行事に来賓として招かれた地域住民を足蹴りにした
- ・偶然通りかかった他校の見知らぬ生徒と口論になり、殴ったり蹴ったりした
- ・登下校中に、通行人にけがを負わせた
- ・その他、他者（対教師及び生徒間を除く）に対して暴行を加えた

④ 「器物損壊」（学校の施設・設備等の損壊）の例

- ・教室の窓ガラスを故意に割った
- ・トイレのドアを故意に壊した
- ・補修を要する落書きをした
- ・学校で飼育している動物を故意に傷つけた
- ・学校備品（カーテン、掃除道具等）を故意に壊した
- ・他人の私物を故意に壊した
- ・その他、学校の施設・設備等を故意に壊した

なお、調査においては、当該暴力行為によって怪我や外傷があるかないかといったことや、怪我による病院の診断書、被害者による警察への被害届の有無などにかかわらず、例に掲げているような行為、内容及び程度等がそれを上回るようなものをすべて対象としています。

○ いじめの定義（文部科学省より）

本調査において、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童・生徒の立場に立って行うものとします。

「いじめ」とは、「児童・生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒と一定の人的関係のある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とします。なお、起こった場所は学校の内外を問いません。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要です。

（注1）「いじめ防止対策推進法」が施行されたことを踏まえ、いじめの定義は同法に合わせています。「いじめられた児童・生徒の立場に立って」判断を行うことなど、同法の趣旨を十分踏まえ、「いじめ」に当たるか否かの判断を行い、同調査の記入を行ってください。いじめには、多様な様態があることに鑑み、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身

の苦痛を感じているもの」との定義が限定して解釈することのないようにしてください。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童・生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要があります。

(注2) 「一定の人的関係のある他の児童・生徒」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童・生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童・生徒と何らかの人的関係を指します。

(注3) 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなども含まれます。

(注4) 「行為」には、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含まれます。

(注5) けんかやふざけ合い、暴力行為等についても、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

○ 不登校及び長期欠席者の定義(文部科学省より)

本調査において

「長期欠席者」とは、1年間に連続又は断続して30日以上欠席した児童・生徒をいいます。

「長期欠席」の理由として、「病気」「経済的理由」「不登校」「その他」に分類します。

「病気」は、「本人の心身の故障等(けがを含む)により、入院、通院、自宅療養等のため、長期欠席すること」です。(自宅療養とは、医療機関の指示がある場合のほか、自宅療養を行うことが適切であると児童・生徒本人の周囲の者が判断する場合も含む)

「経済的理由」は、「家計が苦しくて教育費が出せないとか、生徒が働いて家計を助けなければならない等の理由で長期欠席すること」です。

「不登校」とは、「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童・生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること(ただし、病気や経済的な理由によるものを除く)」をいいます。

○ 「不登校」の具体例

- ・友人関係又は教職員との関係に課題を抱えているため登校しない(できない)。
- ・遊ぶためや非行グループに入っていることなどのため登校しない。
- ・無気力でなんとなく登校しない。迎えに行ったり強く催促したりすると登校するが長続きしない。
- ・登校の意志はあるが身体の不調を訴え登校できない、漠然とした不安を訴え登校しない等、不安を理由によって登校しない(できない)。

「その他」は、上記「病気」、「経済的理由」、「不登校」のいずれにも該当しない理由により長期欠席することです。

○ 「その他」の具体例

- ・保護者の教育に関する考え方、無理解・無関心、家族の介護、家事手伝いなどの家庭の事情から長期欠席する。
- ・外国での長期滞在、国内・外への旅行等のため、長期欠席する。
- ・連絡先が不明なまま長期欠席している。

冬季休業期間中の児童・生徒指導について

[小学校・中学校・中等教育学校（前期課程）・特別支援学校（小・中学部）向け]

★印は、特に冬季休業期間に関する指導

伊勢原市版

冬季休業期間中の児童・生徒指導については、次に示す項目を踏まえ、適切に御対応いただくようお願いいたします。

加えて、新型コロナウイルス感染症の感染状況等は日々変化していることから、今後の県内の感染状況や国の動向等を慎重に見極めた上で、対応について変更を行う場合がありますので、本通知と併せて、教育委員会が発出する通知等に基づく御対応をよろしく申し上げます。

児童・生徒にとって冬季休業期間は、一年間の生活の反省や学習のまとめなど、これまでを振り返るとともに、新しい年を迎えて希望をもち、年末年始の諸行事を通して家族・社会の一員としての自覚と責任感を育む良い機会です。しかし、なかには事件や事故にまきこまれたり、生活の乱れから、問題行動を起こしたりする場合も見られます。また、★冬季休業後に、不登校傾向が表れたり、学業に気持ちが向かなくなったり、人間関係に悩んで身体に影響が出たりすることもあります。これらのことを踏まえ、次の事項を参考にして、冬季休業前の集会や学級の時間において、全児童・生徒に注意を促すなど指導に努めてください。あわせて、休業前や休業中に必要に応じて児童・生徒には面談を行うなど、積極的な児童・生徒指導の推進をお願いします。

1 学習指導について

- (1) 長期休業の機会を利用して、児童・生徒一人ひとりの特性を生かした学習が自発的・計画的に進められるよう指導するとともに、学習理解が不十分な児童・生徒には、継続的な指導や支援に努めてください。
- (2) 神奈川県教育委員会「令和4年度学校運営・教育指導の重点」を踏まえ、課題を解決する能力など、確かな学力の育成に努めてください。

2 生活に係る指導について

- (1) 冬季休業期間中の児童・生徒の生活については、保護者や関係機関等と密接な連絡をとり、児童・生徒一人ひとりの状況を的確に把握するとともに、適切な指導・支援を心がけてください。
- (2) 児童・生徒が望ましい生活習慣を確立するために、具体的な生活の目標をもたせるなど指導してください。また、特にこの時期は、不規則な生活習慣や進路決定に関わる緊張や不安などから、心の動揺が見られることがありますので、児童・生徒一人ひとりの心情を理解し、きめ細かく温かな配慮のもとに、個別指導の充実に努めてください。
- (3) 家庭・地域との連携を強化し、児童・生徒が様々な行事を通して地域社会とのふれあいを深めるよう適切に指導するとともに、公共の施設等におけるルールやマナーを守り、周囲に迷惑をかけないように指導してください。
- (4) 恐喝や暴力被害等に遭わないよう、家庭との連携を密にし、危険な場所への出入りの禁止や帰宅時間の厳守等について指導してください。
- (5) いじめ問題への対応については、各校の基本方針に基づき組織的に対応するとともに、いじめを受けた児童・生徒への十分な心のケアを行ない、いじめに関わった児童・生徒とその家庭、

また、周囲の児童・生徒とその家庭に対する適切な指導に努めてください。

- (6) ★冬季休業前に、問題行動や遅刻、登校渋り、不登校、学校内での孤立等、配慮を要する児童・生徒に対しては、面談・家庭訪問や充実した個別指導等を実施するなど、進級や卒業を迎える時期を見据えて、きめ細かな指導・支援に努めてください。その際、支援シートの活用など、記録の管理も大切です。
- (7) 小・中学生において、アルバイトは原則禁止されていることを、児童・生徒及び家庭に対して指導・周知してください。
- (8) ★年末・年始には金銭目当ての事件等が多発する傾向にあります。トラブルに巻き込まれる恐れがあるため、児童・生徒の遊技場等、危険な場所への出入りの禁止や帰宅時刻の厳守等について、十分注意するよう指導をするとともに、家庭に対する周知を徹底してください。
- (9) 河川や空き家など地域の危険箇所等については、関係機関と連携を図り安全確認等を行い、児童・生徒には、危険箇所等に立ち入らないなどの指導をするとともに、家庭に対する周知を徹底してください。
- (10) 児童・生徒が家出、無断外泊、深夜徘徊や迷惑行為等をしないよう、児童・生徒への指導の徹底はもとより、保護者・地域と連携し、規則正しい生活が送れるよう努めてください。
- (11) 児童・生徒が公共交通機関の利用に際し、有効な乗車券を持たず乗車したり、中学生が小児運賃・料金で乗車したりするなど、不正乗車することがないように、改めて指導してください。

3 健康・安全指導について

- (1) 学校の健康診断及び主治医による定期的な検診において指摘された疾患等や自覚している不調については、できる限り長期休業期間中に治療するよう指導してください。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止の大切さを児童・生徒に丁寧説明し、多くの人が集まる場所等への外出をできる限り避けるよう指導してください。特にグループ等でのカラオケや食事、友人宅宿泊等による感染が多く報告されているため、冬期休業中においても、感染リスクの高い行動は自粛するように指導してください。また、以下の健康観察、健康管理について指導・周知してください。
- ア 発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状が続く場合や、強いだるさや息苦しさがある場合は、医療機関を受診すること。基礎疾患（喘息などの呼吸器疾患、慢性心疾患、糖尿病、腎臓病など）がある場合は、早めに受診すること。
- イ コロナ陽性が確認された場合、平日（12月28日～1月4日を除く）に学校へ電話連絡し、次のことを伝えること。
- ・症状や症状が出始めた日
 - ・受診した医療機関や受診日
 - ・診断名

【参考】日常の健康管理と基本的な感染症対策

- ・免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスのとれた食事を心がける。
- ・人混みをさけ、手洗い、うがい、マスクを着用するなどの咳エチケット等の感染予防を徹底する。
ただし、運動部活動等のリスクがある場合は、マスクを外すよう適切に指導する。
- ・寒い時期でも換気をしながら加湿し、適度な保湿（湿度40%以上を目安）を徹底する。

- (3) 休業期間中に行う教育活動は次のことに留意し、責任者を定めて実施してください。
- ア 無理のない計画を立て、事故防止に努めること
 - イ 健康・安全・衛生面に配慮すること
 - ウ 不測の事態が起きた場合に適切な措置がとれるよう、事前に事故・災害等への体制を確立し、必要に応じ研修を行っておくこと
- (4) グラウンド、体育館、その他屋内外で活動を行う場合は、新型コロナウイルス感染症の感染予防（密を避けたり、マスクの着用、手指の消毒等）を徹底した上で、児童・生徒の安全や健康に留意し、大雪等の自然災害による被害等の防止にも配慮してください。
- (5) 部活動等の練習や各種大会に参加する場合は、児童・生徒の健康診断の結果等を踏まえ、事故防止に努めてください。定期健康診断の実施前の場合は、保健調査票などを活用して児童・生徒一人ひとりの健康情報を把握し、可能な限り保護者や児童・生徒の健康状態を確認した上で参加し、無理をさせないなど、個別に配慮してください。特に、★寒中においては、健康観察を綿密に行うとともに、準備運動等を入念に行い、活動が可能な状況なのかしっかりと見極め、健康管理や事故防止に努めてください。
- また、児童・生徒の個性や能力に応じ、きめ細かい指導に努めるとともに、決して体罰を行わない、不祥事を起こさないという高い意識をもって指導に臨んでください。
- (6) 多発する交通事故を考慮し、児童・生徒・保護者・教職員に「みんなの交通安全教育推進運動『スタートかながわ』」を周知するなど、交通安全教育の再確認・再点検をしてください。
- 平成27年6月1日の道路交通法の改正により、危険行為を繰り返す自転車の運転者に「自転車運転者講習」が義務付けられました。（子どもでも14歳以上は対象）歩行者の保護や自転車乗車中の携帯電話やスマートフォン及びヘッドホン等の使用禁止も含め、安全な自転車の運転及び自転車事故の防止について指導してください。
- なお、令和元年より「神奈川県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」第16条2で「保護者は、その監護する未成年者の自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない。」と定められています。児童・生徒・保護者へ周知をしてください。
- また、歩きながらの携帯電話やスマートフォンを操作することによる事故も危惧されます。外出時における安全な歩行など交通安全指導や公共交通機関を利用する場合のマナー向上の指導に努めてください。
- (7) 刃物やエアソフトガンなど凶器ともなる道具は、その危険性についての指導の徹底を図るとともに、学校の用具や備品の安全管理を徹底してください。
- (8) 不審者から声をかけられて、車に連れ込まれ性的被害を受けたり、誘拐されそうになったりする事件が発生しています。児童・生徒及び家庭・地域に注意を促すとともに、家庭や地域と連携し、日頃から、登下校時における犯罪被害の未然防止と児童・生徒の安全確保に努めてください。特に、児童・生徒には、人通りの多い道を複数で寄り道せずに帰ることや、不測の事態の際には迷わず「こども110番の家」、または、近くにいる大人や店舗に助けを求めること、110番通報することなどの指導を徹底してください。なお、公衆電話の使用方法について、緊急通報（警察、消防、救急等）時、硬貨やテレホンカードは不要であり、そのまま110番等を押せばよいことなどの指導を徹底してください。また、持ち物等への記名については個人情報に十分に注意した対応をお願いします。
- (9) スマートフォン等の急速な普及により、SNSの利用を通じた見知らぬ人との交流により性犯罪や自撮り被害にあうケースが頻発しています。また、SNSに違法行為や迷惑行為を投稿することにより、その記事に対する批判が集中（炎上）する事案や無料通信アプリを悪用し

た犯罪に巻き込まれる事案も頻繁に起きています。ひとたび写真がインターネット上に流出すると、不特定多数のものに繰り返しコピーされ、全ての写真を削除することは非常に困難になることや、取り返しのつかない被害が生じてしまうおそれがあることを、児童・生徒にも分かるよう丁寧に指導してください。

- (10) 心身の健康や生命の尊さなどについて十分に指導を行い、喫煙や飲酒はもとより、シンナー、覚せい剤、MDMA等の薬物の乱用が心身に与える有害性やブタンガス（ライターガス）等の吸引等による危険性について十分指導し、これらの乱用防止教育に努めてください。
- また、インターネットにより大麻や危険ドラッグなどの違法薬物が比較的安易に入手できることから、若者を中心に使用が広がっており、健康被害や異常行動等が報告されています。児童・生徒が決して関わらないよう指導に努めてください。
- (11) 知人からの誘いに安易に乗り、小遣い欲しさに振り込め詐欺等の違法行為に加担してしまうようなことがあってはなりません。「簡単な仕事、高額な報酬」等の甘言に惑わされて、違法行為に関わることをないよう指導してください。
- (12) 洗剤等を用いた有毒ガス（硫化水素）の発生に伴う事故等の教訓を生かし、学校での洗剤・薬品等の管理・指導の徹底を図るとともに、児童・生徒に対しては、自他の生命に関わる重大事故に繋がる可能性があることから、決して興味本位に模倣しないよう指導してください。
- (13) 休業明けにかけて児童・生徒の自死が急増する傾向があることを踏まえ、長期休業の開始前から、いじめや不登校等、悩みを抱える児童・生徒の早期発見に努めるとともに、保護者に対して児童・生徒の見守りについて依頼するなど、家庭との連携を密にし、長期休業期間中においても継続的に様子を確認するようにしてください。また、長期休業開始前に、あらためて、何よりも『いのち』が大切であること、悩んだ時に助けを求める具体的な方法（SOSの出し方）等について、指導してください。

4 緊急時の対応及び指導体制の確認について

- (1) 地震等の緊急事態が発生した場合の避難場所や学校との連絡方法等について、各校の防災計画に基づき、事前に児童・生徒に十分指導するとともに、家庭に対しても周知・徹底を図ってください。また、事件・事故・災害等が発生した際には、学校として適切な処置がとれるよう、緊急体制及び指導体制を再確認してください。
- (2) 事件・事故が発生した場合、児童・生徒の安全確保に向けた迅速かつ適切な対応や、保護者等関係者からの情報の確実な収集ができるように保護者と全教職員に対して、緊急時の対応及び指導体制を事前に明示し再確認してください。

5 冬季休業後の児童・生徒指導について

- (1) 家出、無断外泊、深夜徘徊など、生活習慣が乱れがちな児童・生徒に対しては、家庭や地域、関係諸機関との連携により、その動向を把握するとともに、規則正しい生活が送れるよう指導してください。
- (2) 問題行動や遅刻、登校渋り、不登校、学校内での孤立等の配慮を必要とする児童・生徒に対しては、面接や家庭訪問を実施するなど、きめ細かな指導・支援に努めてください。特に中学校一年では、小学校時に欠席が少なかった生徒でも、休業後に学業不振を含む様々な要因で欠席が増えることもあるので留意してください。
- (3) 休業後の学期始め等の時期においては、児童・生徒の心身の状況や行動に変化が現れやすい

ことから、いじめ問題への取組の徹底及び自殺予防の取組の充実に努めてください。

6 その他

- (1) 児童・生徒が自らの安全を守るとともに、社会のルールを遵守するよう指導を徹底してください。
- (2) PTA・地域等の集まりの機会をとおして、冬季休業期間中における児童・生徒の指導に対する保護者や地域住民の方々の理解が深まるよう努めてください。
- (3) 休業期間中に駅周辺・公園・河川敷で野宿生活をしているホームレスの状況にある方への襲撃事件が毎年のように起きています。その中には、偏見や差別意識を持っている中学生等によるものがあります。命を大切にして、相手を思いやる心の重要性について児童・生徒自らが考えていく指導等を行ってください。
- (4) 神奈川県青少年保護育成条例の趣旨に基づいて、携帯電話・スマートフォンへのフィルタリングの徹底や深夜外出の制限などについて保護者に周知し、保護者が児童・生徒の行動や生活に責任を持つよう協力を求めるとともに、改めて学校と家庭が連携した児童・生徒の指導を推進してください。

【具体的な相談先】

○「24時間子どもSOSダイヤル」

〔相談専用電話〕 0120-0-78310^{なごみいおう} あるいは (0466) 81-8111

〔利用時間〕 24時間・365日受付

○「チャイルドライン」

〔相談専用電話〕 0120-99-7777

〔利用時間〕 16:00～21:00 (年末年始を除く)

○「SNSいじめ相談@かながわ」(※中学校・中等教育学校(前期課程)・特別支援学校(中学部)が対象)

〔概要〕 LINEを利用した、いじめの相談窓口。いじめ以外の悩みや相談も相談可能。
LINEで友だち登録すると、利用時間中に相談できる。

〔登録方法〕 学校に配付されているカードに記載されている二次元コードを読み取り、友だち登録する。

〔利用時間〕 月・水・金 18:00～21:00

(令和5年1月9日～13日は、毎日実施)

○「かながわ子ども・若者総合相談LINE」

〔概要〕 神奈川県内の、子ども・若者が有する様々な悩みについて無料で相談できる。
LINEを利用し、本人はもちろん、家族や周囲の方も相談可能。

〔登録方法〕 左の二次元コードを読み取るか、下記のホームページにアクセスして、友だち登録する。



<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/t7e/kowaka/201909kowakalinesoudan.html>

〔利用時間〕 火・木・土 14:00～21:00 (祝休日・年末年始を除く)

○「かながわひきこもり相談LINE」

〔概要〕 神奈川県内のひきこもり・不登校当事者が有する様々な悩みについて相談できる。
LINEを利用し、本人はもちろん、家族や周囲の方も相談可能。

〔登録方法〕 左の二次元コードを読み取るか、下記のホームページにアクセスして、友だち登録する。



<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/t7e/0214s2/hikikomori/>

202204hikikomorilinesoudan.html

〔利用時間〕 火・木・土 14:00～21:00 (祝休日・年末年始を除く)

○「かながわヤングケアラー等相談LINE」

〔概要〕 ケアのこと、家庭、学校、進路のことなど、様々な相談ができる。
LINEを利用し、費用は無料で、予約の必要もなく相談可能。

〔登録方法〕 左の二次元コードを読み取るか、LINEでID「@kana-youngcarer」を検索して友だち登録する。



〔利用時間〕 月・火・木・土 14:00～21:00

○かながわ子ども・若者総合相談センター（ひきこもり地域支援センター）

〔相談専用電話〕 (045) 242-8201
 (045) 242-8205（ひきこもり相談専用電話）

〔利用時間〕 9:00～12:00 13:00～16:00（月曜日と年末年始を除く）



子どもや若者が有する様々な悩みや、ひきこもりについての相談窓口です。専門的な支援が必要な場合は、より適切な県の相談機関や市町村、民間団体などを御紹介します。

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ch3/cnt/soudan/02_soudan.html

○神奈川県西部青少年サポート相談室

〔相談専用電話〕 (0465) 35-9527

〔利用時間〕 平日 10:30～12:00 13:00～16:00



（土・日・祝日・年末年始、その他休室日を除く）

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ch3/cnt/soudan/03_kenseibu.html

○不登校ほっとライン

〔相談専用電話〕 (0466) 81-0185

〔利用時間〕 平日 8:30～21:00

土・日・祝休日 8:30～17:15（年末年始を除く）

～伊勢原市の相談機関～

伊勢原市青少年相談室

相談専用メール

<青少年相談室メール相談> young-soudan@isehara-city.jp

相談専用電話

<ヤングテレホン> (0463) 96-0800

<青少年相談（保護者用）> (0463) 94-1030

伊勢原市教育センター

相談専用電話

<教育相談> (0463) 94-8900

伊勢原市教育委員会教育指導課

(0463) 74-5247（直通）

【電話相談の利用時間】月～金 9:00～17:00（年末年始・祝休日を除く）

【参考資料】

○は神奈川県ホームページよりダウンロード可能。●は国などのホームページよりダウンロード可能

1 (2)

・神奈川県教育委員会ホームページより キーワード：「令和4年度学校運営・教育指導の重点」

2 (5)

- 『児童・生徒指導ハンドブック（小・中学校版）』（H30.6）
- 『いじめ防止啓発リーフレット（保護者・地域用）』（H29.5）
- 『学校のいじめ初期対応のポイント』（H25.3）
- 『学校の初期対応マニュアル～ダイジェスト～』（H25.3）

3 (3)

○『学校における新型コロナウイルス感染症対策のための手引き (幼・小・中学校)』(R3.4)

3 (5)

● 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル ～「学校の新しい生活様式」～ (文部科学省)

3 (6)

○『熱中症予防運動指針』(公益財団法人日本スポーツ協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」)

○『体罰防止ガイドライン 神奈川からすべての体罰を根絶するために』(H25.7)

3 (4)～(6)

○『運動時における安全指導の手引き (総論編)』(R1.7)

○『部活動指導ハンドブック』(R2.5)及び『部活動における事故防止のガイドライン』(H21.8)

3 (9)

●『公衆電話の特徴と使用方法』(総務省)

3 (10)

・『児童・生徒の携帯電話・スマートフォン等の利用に関する指導について』(H25.10.8通知)

3 (11)

○『喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育指導資料』(H23.3改訂)

○『危険ドラッグの恐怖』(動画)や『危険ドラッグ』教員用補助資料

5 (2)

○『自分らしくゆっくり学ぼう』(R3.11)

○『誰もが和らぐ学校を目指して～不登校に悩む子どもや保護者への温かな支援～』(H31.3)

○『児童・生徒指導ハンドブック (小・中学校版)』(H30.6)

○ 指導資料リーフレット『登校支援のポイントと有効な手立て』(H26.2)

○「神奈川県不登校対策検討委員会報告書 (最終版)」(H23.5) ※いずれも県教育委員会HPよりダウンロード可能

6 (3)

○『神奈川県青少年保護育成条例のしおり』

○「青少年のスマホ利用保護者啓発リーフレット」

【根拠法・条例等】

2 (7)

・『労働基準法』(第6章 年少者) 最低年齢 第56条

「使用者は、児童が満15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了するまで、これを使用してはならない。」

2 (8)

・『風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例』第9条

[ゲームセンター等に係る営業所への年少者の立ち入り制限]16歳未満午後6時以降禁止(午後6時から午後8時前までは保護者の同伴があればよい)

2 (9)

・『軽犯罪法』第1条第32号(禁止区域等立入)

左の各号の一に該当する者は、これを拘留又は科料に処する。「入ることを禁じた場所又は他人の田畑に正当な理由がなくて入った者」

2 (10)

- ・『神奈川県青少年保護育成条例』（深夜外出の制限）第24条第1項

「保護者は、特別の事情がある場合のほかは、深夜（午後11時から午前4時までの間をいう）に青少年を外出させ
てはならない。」

2 (11)

- ・『鉄道営業法』第29条「鉄道係員の許諾を受けずして次の行為をしてはならない。」

①有効な乗車券を所持せず乗車 ②乗車券に指示したものより優等の車両に乗車 ③乗車券に指示した停車場で
下車しない場合

3 (7)

- ・『道路交通法施行令』第41条の3で定める、危険行為14項目

信号無視、路側帯通行時の歩行者の通行妨害、遮断踏切立入り、指定場所一時不停止、制動装置（ブレーキ）不良自
転車運転、安全運転義務違反 等

3 (8)

- ・『銃砲刀剣類所持等取締法』（刃体の長さが6センチメートルをこえる刃物の携帯の禁止）第22条

- ・『軽犯罪法』 第1条 第2号（凶器携帯）

左の各号の一に該当する者は、これを拘留又は科料に処する。

「正当な理由がなくて刃物、鉄棒その他人の生命を害し、又は人の身体に重大な害を加えるのに使用されるような器
具を隠して携帯していた者」

- ・『神奈川県青少年保護育成条例』（有害がん具類の指定及び販売等の禁止）第15条第4項

「何人も、青少年に対し、有害がん具類（性的がん具、バタフライナイフ、エアソフトガンなど）を販売し、頒布し、
交換し、贈与し、若しくは貸し付け、又は見せ、若しくは触らせてはならない。」

- ・『神奈川県青少年保護育成条例』（保護者等の通知義務）第47条

「青少年が覚せい剤、麻薬、大麻及び凶器を所持し、若しくはこれを使用していると認められるとき、又は毒物及び
劇物取締法施行令（昭和30年政令第261号）第32条の2に規定する物をみだりに摂取し、若しくは吸入し、若しくは
これらの目的で所持したと認められるときは、保護者及び教育担当者は、速やかに児童委員、警察官その他の職員に
通知し、その指示を受けなければならない。」

3 (10)

- ・『神奈川県青少年保護育成条例』（児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止）第31条の2

「何人も、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰
並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）第2条第3項に規定する児童ポルノ及び同項各号のいずれ
かに掲げる姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録を
いう。）の提供を求めてはならない。」

3 (11)

- ・『二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律』・『二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律』

- ・『毒物及び劇物取締法』（対象物＝シンナー等有機溶剤）

- ・『覚醒剤取締法』（対象物＝覚醒剤） ・『大麻取締法』（対象物＝大麻）

- ・『麻薬及び向精神薬取締法』（対象物＝ヘロイン、コカイン、MDMA、向精神薬）

- ・『医薬品医療機器等法』（対象物＝危険ドラッグ）

- ・『神奈川県青少年保護育成条例』（保護者等の通知義務）第47条

- ・『神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例』（保護者の責務）第4条

- ・『神奈川県薬物濫用防止条例』

第23回伊勢原市読書感想文コンクール受賞者名簿 (小学生の部)

市長賞

学年	氏名	ふりがな	学校名	題名
1年	西山 佳那	にしやま かな	伊勢原小学校	めいちゃんの500円玉をよんで
2年	原田 悠	はらだ ゆう	緑台小学校	ともだち
3年	越地 颯太	こしぢ そうた	桜台小学校	お肉になったみいちゃん
4年	市川 光昂	いちかわ ひかる	大山小学校	「ピンチでもそれはチャンス」がひびいたスパイス
5年	松本 絵未	まつもと えみ	緑台小学校	食品を捨てないために私達ができること
6年	丸山 陽愛	まるやま ひなた	高部屋小学校	住み続けられる未来のために

教育長賞

1年	村益 月椰	むらます るな	成瀬小学校	ともだちほしいなおおかみくん
	小柴 夏実	こしば なつみ	緑台小学校	しまいのきずな
2年	高橋 春和	たかはし はると	成瀬小学校	水よう日はぎゆうにゆうの日
	川島 すみれ	かわしま すみれ	大田小学校	たすけてもらう うれしさ
3年	丸山 佑維	まるやま ゆうい	高部屋小学校	数多くの野生動物を守りたい
	高山 美緒	たかやま みお	比々多小学校	どっちでもいい子を読んで
4年	國島 日菜乃	くにしま ひなの	比々多小学校	ステキな私になるために
	内田 実優	うちだ みひろ	成瀬小学校	獣医師を目指して！
5年	竹田 優那	たけだ ゆうな	比々多小学校	「しあわせのレシピ」の意味
	白鳥 結唯	しらとり ゆい	成瀬小学校	坊主頭も三角形も 「わたしの気になるあの子」を読んで
6年	佐藤 優真	さとう ゆうま	大田小学校	世界がもし100人の村だったら
	吉武 利紗	よしたけ りさ	石田小学校	救ってあげたい

子ども読書奨励賞

1年	振原 恵仁	ふりはら けいと	比々多小学校	ぎんいろコインをためたいな
2年	山田 知花	やまだ ちか	石田小学校	しっばいはだいじ
3年	大倉 優里	おおくら ゆり	成瀬小学校	ツバメがくれた力
4年	服部 颯真	はっとり そうま	竹園小学校	ぼくの知らない世界
5年	古賀 陽色	こが ひいろ	高部屋小学校	自然からあずかった大切な命
6年	齊藤 めい	さいとう めい	桜台小学校	おばあちゃんの願い

第23回伊勢原市読書感想文コンクール受賞者名簿(中学生の部)
市長賞

	氏名	ふりがな	学校名	題名
1年	三橋 芽衣奈	みつはし めいな	中沢中学校	奇跡が作り出す命
2年	長島 志歩	ながしま しほ	成瀬中学校	本当の家族
3年	山下未森	やました みもり	山王中学校	心の中のサンクチュアリ

教育長賞

1年	志澤 悠史	しざわ はると	成瀬中学校	「てっぺん」
	渡辺 心音	わたなべ ここ ね	伊勢原中学校	私の元気のもと
2年	北村 葵	きたむら あおい	伊勢原中学校	女の子だから
	與儀 鈴音	よぎ りんと	中沢中学校	「アルジャーノンに花束を」を読んで
3年	松尾 碧	まつお あおい	成瀬中学校	「かがみの孤城」が私に教えてくれたこと
	田中 ひより	たなか ひより	伊勢原中学校	心を救うということ

子ども読書奨励賞

1年	園川 れい	そのかわ れい	山王中学校	有美さんから教わった諦めない心
2年	小泉 安佑実	こいずみ あゆみ	山王中学校	「ぼくはイエローでホワイトで、ちょっとブルー」を読んで
3年	島本 こと	しまもと こと	中沢中学校	動物と共に生きる

令和4年度 作文・ポスター・コンクール等の入賞者一覧

2022年12月12日 現在

【神奈川県等表彰】

◇第45回神奈川県福祉作文コンクール
(社会福祉法人神奈川県共同募金会、社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会)

受賞名	氏名	学校名	学年
小学生の部 優秀賞 「助け合い」	山本 伊吹	比々多小学校	小6
中学生の部 神奈川県教育長賞(最優秀賞) 「知ることの大切さ」	辻本 耀清	伊勢原中学校	中1
中学生の部 優秀賞 「みんなが幸せになるために」	須藤 寿友	成瀬中学校	中3
中学生の部 優秀賞 「僕の妹」	岩間 堅之丞	山王中学校	中3
中学生の部 準優秀賞 「自分の経験から思ったこと」	原 樹	山王中学校	中3
中学生の部 準優秀賞 「私のできる福祉」	古郡 華	伊勢原中学校	中3

◇第71回神奈川県統計グラフコンクール
(神奈川県)

受賞名	氏名	学校名	学年
第3部 佳作 「STOP!地球温暖化」	白石 彩珠	成瀬小学校	小6

◇第51回神奈川県文化財保護ポスターコンクール
(神奈川県教育委員会)

受賞名	氏名	学校名	学年
「わたしたちの文化財」部門 入賞 大山・薪能	伊藤 理緒	成瀬中学校	中3
「世界遺産をめざす鎌倉」部門 入賞 鶴岡八幡宮	小倉 日向	成瀬中学校	中3

◇令和4年度中学生の主張inかながわ
(神奈川県、独立行政法人国立青少年教育振興機構)

受賞名	氏名	学校名	学年
優秀賞(神奈川新聞社賞) 「愛の心が勝る時」	本間 誉	中沢中学校	中2
優秀賞(NHK横浜放送局長賞) 「「全力」の価値」	今井 陽香	中沢中学校	中3
優秀賞(神奈川県青少年育成アドバイザー連絡協議会会長賞) 「自分の信じる常識と生きてゆく」	宮下 真翔	中沢中学校	中3

◇第41回全国中学生人権作文コンテスト神奈川県大会
(横浜地方務局、神奈川県人権擁護委員連合会)

受賞名	氏名	学校名	学年
作文 銀賞 「私の色、みんなの色」	山本 怜奈	伊勢原中学校	中2
作文 銀賞 「マスクの下は笑顔ですか？」	廻 帆花	伊勢原中学校	中2

◇第16回中学生人権ポスターコンテスト
(横浜地方務局厚木支局、厚木市人権擁護委員協議会)

受賞名	氏名	学校名	学年
ポスター 最優秀賞 「自由な思想」	大館 心衣菜	山王中学校	中3
ポスター 優秀賞 「平等を主張！」	柏鷲 そら	成瀬中学校	中2
ポスター 優秀賞 「十人千色。～Be your self～」	竹内 結菜	山王中学校	中2
ポスター 優秀賞 「みんなで支える明るい社会」	大津 菊子	山王中学校	中1

◇第4回 「とどけよう『絵とことば』のコンテスト」
(横浜地方務局、神奈川県人権擁護委員連合会)

受賞名	氏名	学校名	学年
小学生の部 アール・エフ・ラジオ日本賞 「だいじょうぶ みんなえがおだよ！」	山田 知花	石田小学校	小2

◇令和4年度緑化運動・育樹運動コンクール
(公益財団法人かながわトラストみどり財団)

受賞名	氏名	学校名	学年
標語 小学校の部 金賞 「守りたい かがやく緑 未来へと」	齋木 蓮司	大田小学校	小5
標語 小学校の部 銀賞 「木を植える 緑のリレーをつづけよう」	竹本 庵	大田小学校	小3
ポスター原画 小学校の部 最優秀賞 「夏の夜(セミの羽化)」	川口 夢斗	比々多小学校	小2
ポスター原画 小学校の部 金賞 「き と ともだち」	小野 一芭	伊勢原小学校	小1
ポスター原画 小学校の部 金賞 「小さな芽にエール！」	大塚 麻由	大田小学校	小5
ポスター原画 小学校の部 銀賞 「大切な木、大きくなあれ！」	斯波 こころ	伊勢原小学校	小2
ポスター原画 小学校の部 銀賞 「緑を守るぞ！育てるぞ！」	石塚 大登	比々多小学校	小2
ポスター原画 小学校の部 銀賞 「みんなの力で緑を増やそう！」	宮本 琴未	比々多小学校	小6
ポスター原画 小学校の部 銅賞 「にじいろのたね」	松並 裕太	大山小学校	小1
ポスター原画 小学校の部 銅賞 「みんなのいのち」	黒沢 ののか	比々多小学校	小3
ポスター原画 中学校の部 銀賞 「夏の木もれ日」	中島 由莉	成瀬中学校	中1
ポスター原画 中学校の部 銅賞 「だれかにとっては大切な家」	小笠原 清	山王中学校	中1
ポスター原画 中学校の部 銅賞 「新しい『いのち』を植える楽しさと学びを」	園川 れい	山王中学校	中1
ポスター原画 中学校の部 佳作 「続く緑にさす光」	川上 莉愛	山王中学校	中1
ポスター原画 中学校の部 佳作 「未来へとつながる植林」	関西 鳳次朗	山王中学校	中2
ポスター原画 中学校の部 佳作 「再生」	大城戸 翔子	山王中学校	中3

◇第61回 令和4年度JA共済神奈川県小・中・高校生書道コンクール
(全国共済農業協同組合連合会 神奈川県本部)

受賞名	氏名	学校名	学年
JA共済連神奈川賞(半紙) 金賞	五十里 茜	石田小学校	小6
JA共済連神奈川賞(半紙) 佳作	さかなし しゅんた	緑台小学校	小1
JA共済連神奈川賞(半紙) 佳作	堀 七海	成瀬小学校	小6
神奈川県知事賞(条幅)	植松 美奈	緑台小学校	小2
JA共済連神奈川賞(条幅) 銅賞	伊藤 蓮	大田小学校	小4
JA共済連神奈川賞(条幅) 銅賞	大津 惺南	高部屋小学校	小4
JA共済連神奈川賞(条幅) 佳作	くろいし かこ	大山小学校	小1
JA共済連神奈川賞(条幅) 佳作	平沼 翔太	竹園小学校	小2
JA共済連神奈川賞(条幅) 佳作	藤井 結月	桜台小学校	小2
JA共済連神奈川賞(条幅) 佳作	平沼 知樹	竹園小学校	小4
JA共済連神奈川賞(条幅) 佳作	佐武 柚菜	伊勢原中学校	中1
JA共済連神奈川賞(条幅) 佳作	中嶋 心春	成瀬中学校	中3

◇第47回 「ごはん・お米とわたし」図画コンクール
(神奈川県下農業協同組合、神奈川県農業協同組合中央会)

受賞名	氏名	学校名	学年
小学生2部(4~6年) 農林水産省関東農政局長賞 「三兄弟の楽しいごはん」	坂本 連斗	石田小学校	小4
小学生2部(4~6年) 神奈川県環境農政局長賞 「ぼくのところでとどくまで」	横川 隼也	石田小学校	小6
小学生2部(4~6年) 神奈川県中央会会長賞 「田植え チャレンジ」	澤山 葵	成瀬小学校	小5

令和4年度 作文・ポスター・コンクール等の入賞者一覧

2022年12月15日 追加分

◇第56回中学生の「税についての作文」

(全国納税貯蓄組合連合会、国税庁、平塚地区納税貯蓄組合総連合会)

受賞名	氏名	学校名	学年
全国納税貯蓄組合連合会 優秀賞 「日本のみんなをつなげる税金」	秋山 ゆり	伊勢原中学校	中3
東京国税局長賞 「私達が繋げる未来へのバトン」	伊藤 理緒	成瀬中学校	中3
東京国税局管内納税貯蓄組合連合会 優秀賞 「みんなの税金」	鈴木 菜央	成瀬中学校	中3
平塚地区納税貯蓄組合総連合会 会長賞 「命を支える税金」	菊田 千世	伊勢原中学校	中3
平塚県税事務所長賞 「私達の暮らしと税の関わり」	矢本 はな	山王中学校	中3
伊勢原市長賞 「私たちを支える税金」	落合 美羽	中沢中学校	中3
伊勢原市議会議長賞 「税の問題と解決策」	小村 穂倫	成瀬中学校	中3
平塚法人会 会長賞 「税と生活」	中嶋 心春	成瀬中学校	中3
平塚小売酒販組合 理事長賞 「ふるさと納税は未来のため」	鈴木 由乃	成瀬中学校	中3
東京地方税理士会 平塚支部長賞 「所得税から見る公平性」	大塚 凜夏	伊勢原中学校	中3
平塚地区納税貯蓄組合総連合会 優秀賞 「役立つ事につながる税」	諏訪林 紗香	伊勢原中学校	中3